

キリスト教信仰の継承

浦上や外海、五島列島のキリシタンは、指導者のもとでバスチャンの日繰り（日本の旧暦に合わせて 1634 年に編纂された教会暦）に従って祝日とともに祝い、断食の日を守り、洗礼や葬送などの儀礼を行いました。

1603 年にまとめられた宣教師への告解ができないときどのように神の赦しを得るかを伝える『こんちりさんのりやく』や、聖書の物語を伝える『天地始之事』（1829 年以前に成立）等の数々の教理書が継承されました。

それらに加え、外海地区では日繰りを伝えたことで知られる日本人伝道士バスチャンが残した 4 つの予言が伝承されました。その予言とは、①7 代後、わが子とみなすものたちの靈魂は苦しみから救われる、②コンヘソーロ（聴罪司祭）が大きな黒船にのってやって来て、毎週コンヒサン（告白）ができるようになる、③どこでも大声でキリシタンの歌を歌って歩ける時代が来る、④道でゼンチョ（教外者）に出会って、先方が道を譲るようになる、というものでした。興味深いことに、この予言は 1659 年のバスチャンの殉教からちょうど 7 代、約 230 年後に現実のものとなりました。

異宗一件（浦上崩れ）

潜伏キリシタンの信仰形態は地域によって異なりますが、潜伏キリシタンであることが発覚しないよう秘匿する決意は共通していました。同時に、幕府側は潜伏キリシタン自身が信仰を表明しない限り処罰を行わないという黙認の姿勢をとっていました。神道や仏教などの日本の既存の宗教や地域社会と共生するというこの微妙な均衡を背景に、潜伏キリシタンの伝統は受け継がれていきました。

浦上には多くの潜伏キリシタンが住んでおり、18 世紀末以降彼らは密告によってたびたび取り締まりの対象となりました。しかし、潜伏キリシタンはキリシタンとしてではなく、より大まかな枠組みにおける異宗の信徒として処罰されました。

例えば、1790 年、庄屋高谷永左衛門が浦上村山里の村民 19 名を、キリシタンの疑いがあるとして長崎奉行所に訴えました。しかし、深刻な事態となるのを回避するために、彼らは公式にキリシタンであると認定されませんでした。（この事件は浦上一番崩れと呼ばれています。）詳細は不明であるものの、1839 年に起こった浦上二番崩れでも同様の検挙と釈放がなされたようです。

ただし、1856 年の浦上三番崩れでは、密告によって、城の越の医師であった片岡舜民父子や帳方であった吉蔵などの浦上の潜伏キリシタンの指導者たちが次々に捕縛されました。厳しい尋問によって、彼らの多くが牢で亡くなりました。しかし、最終的には、この件も「異宗一件」として処理されました。

この浦上三番崩れの際に、帳方の吉蔵を取り調べた第 113 代長崎奉行 岡部駿河守長常は、当時の潜伏キリシタンの信仰生活の詳細な記録を残しました。浦上の家々に秘蔵されていた白磁のマリア観音や金属製の「イナッショウ」（イエズス会創設者イグナチオ・デ・ロヨラ）等の像も多数没収されました。

図 1

《雪のサンタマリア》（外海伝来）

17 世紀初期

（日本二十六聖人記念館）

図 2

《マリア観音》

17 世紀頃

（禅宗曹洞宗 天福寺）

1856 年の浦上三番崩れの際、浦上のキリシタンがこの像を深堀領榎山の天福寺に避難させたと伝えられている。天福時はキリシタン信仰を黙認していた。